

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月15日（平成30年（行情）諮問第23号）

答申日：平成30年10月2日（平成30年度（行情）答申第245号）

事件名：「施設概況（特定年度）」（特定刑事施設）等の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の3に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月30日付け東管発第3832号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分に至る対象行政文書の探索、情報提供及び特定の過程につき厳格な審理を乞う。

（2）意見書

審査請求人としては、次の点に疑問があるので、これを踏まえ、原処分に至る対象行政文書の探索、情報提供及び対象行政文書特定の当否につき調査審議を求める。

ア 審査請求人が過去に行った開示請求の実績によると、少なくとも平成24年度までは、施設概況は矯正施設から管轄の矯正管区に提出され、矯正管区において、行政文書ファイル「施設概況に関する書類」として保管されていた。

イ そして、その「施設概況」には、当該矯正施設の定員、収容人員、被収容者の属性（刑期、年齢等）、懲罰の状況、主要な処遇の変更、幹部職員名簿等が掲載されていた。

ウ 仮に、各矯正施設が作成した施設概況の管轄矯正管区への提出がなされない取扱いに変更されているとしても、本所たる特定刑事施設

Aにおいて、支所たる特定刑事施設Bの施設概況も併せて保管しているはずである。

エ なお、審査請求人が過去に行った施設概況を対象とする開示請求に対する開示決定については、審査請求を行い、諮問事件として貴庁に係属し、答申を得ており、その記録が存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が東京矯正管区長（処分庁）に対し、法に基づき、行政文書開示請求書により開示請求を行い、これを受けた処分庁が、平成29年8月30日付け東管発第3832号行政文書開示決定通知書により、別紙の3に掲げる文書1及び2（本件対象文書）を全部開示する旨決定（原処分）したことに對するものであり、審査請求人は、本件審査請求書において、対象行政文書の探索方法、情報提供方法及び対象行政文書特定の過程について疑義がある旨主張し、厳格な審査を求める旨記載していることから、以下、原処分に至るまでの過程における対象文書の探索及び特定並びに情報提供の在り方の妥当性について検討する。

2 原処分に至る経緯について

本件開示請求から原処分までの経緯等については、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年7月21日受付の行政文書開示請求書により、「東京矯正管区保有に係る平成29年度「施設概況」が保管された行政文書ファイルの全体」（以下、第3において「本件請求趣旨1」という。）の開示を求める旨の開示請求を行った。

また、同請求書には、併せて、「対象文書の探索ないし特定にあたっては、法施行令13条2項の規定を確実に斟酌した上、対象文書の範囲をできる限り広く把握するよう意を用いられたい。」と記載されていた。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、東京矯正管区において本件請求趣旨1に合致する行政文書を保有しているか否か確認したところ、東京矯正管区において、本件請求趣旨1に合致する行政文書を保有していないと認められたことから、審査請求人に対し、同年7月24日付け連絡文書を送付し、以下のとおり意思確認及び情報提供を行った。

ア 意思確認

東京矯正管区において、本件請求趣旨1に合致する行政文書は保有しておらず、本件請求趣旨1を維持した場合、不開示決定がなされることとなるが、本件請求趣旨1を維持するか否か。

イ 情報提供

「施設概況」については各矯正施設において作成・保有していると考えられる。

(3) 上記連絡文書を受けた審査請求人は、同年8月4日受付の「回答書」

と題する書面において、開示請求内容を、「特定刑事施設A作成に係る平成29年度施設概況及びこれと法施行令13条2項の適用上1件の開示請求と観念されるべき全ての文書」（以下、第3において「本件請求趣旨2」という。）と変更する旨の意思表示を行った。

- (4) 上記請求内容の変更を受けた処分庁は、特定刑事施設Aに対し、本件請求趣旨2に合致すると思われる行政文書の探索を依頼したところ、特定刑事施設Aから、本件対象文書を保有していること、また、本件対象文書がつづられている行政文書ファイルに本件対象文書以外の行政文書はつづられておらず、その他本件対象文書と相互に密接な関連を有する行政文書も保有していないため、法施行令13条2項において1件と捉えるべき他の行政文書も存在しない旨の回答を得た。
- (5) 処分庁は、本件対象文書が本件開示請求趣旨に合致するものと認め、同年8月30日付けで原処分を行った。

3 処分庁による事務手続の妥当性について

- (1) 法4条1項2号の規定では、開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことが定められているところ、同号に規定される「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うと解されている。

また、法22条1号に規定される情報の提供については、開示請求者が容易かつ的確に行政文書を特定することができるようにするため、開示請求をしようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨規定されている。

なお、審査請求人が回答書等において引用する法施行令13条2項においては、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書その他相互に密接な関連を有する複数の行政文書については、開示請求手数料等の算定に当たり、1件とみなす旨規定されている。

- (2) 処分庁は、本件請求趣旨1を受け、東京矯正管区内の事務室、書庫、パソコン上の電子データ等を探索した結果、当該請求趣旨に合致すると思われる行政文書を保有していないと認められたことから、上記2(2)アのとおり意思確認を行っている。

また、本件請求趣旨2についても、特定刑事施設Aに対し、法施行令13条2項該当性を踏まえ、特定刑事施設A内の事務室、書庫、パソコン上の電子データ等を探索して文書特定を行うよう指示した結果、上記2(4)のとおり回答を得たことを受けて、原処分を行ったものである。

- (3) 本件における対象文書の特定に至るまでの過程は以上のとおりである

ところ、各段階において、可能な限りの探索・検討を行った上で対象文書の提示を行っており、また、情報提供が必要と認められた事項については、上記２（２）イのとおり適時適切に情報提供を行っているものと認められる。

- ４ 以上のことから、原処分に至るまでの過程における対象文書の探索及び特定並びに審査請求人に対する情報提供の実施方法等は妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成３０年１月１５日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年２月１４日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年９月１０日 | 審議 |
| ⑤ 同月２８日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分に至る対象行政文書の探索、情報提供及び対象行政文書の特定の当否につき厳格な調査審議を求める旨主張して、原処分の取消しを求めており、原処分における文書の特定を争うものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯等について

諮問書の添付資料によると、本件対象文書を特定した経緯等はおおむね以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、平成２９年７月２１日受付の行政文書開示請求書をもって、別紙の１に掲げる文書の開示請求を行った。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、平成２９年７月２４日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（回答期限は同年８月１０日）をもって、「施設概況」については、請求日時点で東京矯正管区において保有していないため、当該請求を維持した場合、文書不存在として、法９条２項に基づき不開示決定がなされることや、「施設概況」については、各矯正施設において作成・保有しているものと考えられる旨を情報提供した。

ウ これに対し、審査請求人から送付された平成２９年８月４日受付の回答書には、本件開示請求の請求趣旨を別紙の２に掲げる文書に変更

する旨記載されていた。

エ これを受けて、処分庁は、本件対象文書を特定した上、平成29年8月30日に原処分を行った。

(2) 検討

ア 処分庁は、上記(1)のおおりの経緯で、特定刑事施設Aが作成し保有する本件対象文書を特定したものであって、その前提として処分庁が審査請求人に対する意思確認に際して行った情報提供の内容等に、特段不適切又は違法な点は認められない。

イ そして、処分庁における文書の探索の方法及び範囲についても、上記第3の2(4)及び3(2)のおおりの処分庁が行った探索の方法及び範囲に、特段の問題があるとは認められず、また、特定刑事施設Aにおいて、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情もない。

ウ したがって、特定刑事施設Aにおいて、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

エ なお、審査請求人は、意見書において、「少なくとも平成24年度までは、施設概況は矯正施設から管轄の矯正管区に提出され、矯正管区において、行政文書ファイル「施設概況に関する書類」として保管されていた」と主張するので、当審査会において、諮問庁から平成19年2月26日付け法務省矯正局総務課長通知「施設概況の集中管理等について(通知)」及び平成26年4月1日付け法務省矯正局総務課長通知「施設概況の作成等について(通知)」の提示を受け、これを確認したところ、前者の通知においては、各矯正施設で作成した施設概況は、管轄する矯正管区に送付することとされていたが、当該通知は後者の通知により廃止されたことが認められる。

また、審査請求人は「本所たる特定刑事施設Aにおいて、支所たる特定刑事施設Bの施設概況も併せて保管しているはずである」とも主張するが、審査請求人が主張する名称(特定刑事施設B)の特定刑事施設Aの支所たる刑事施設は存在しないだけでなく、そもそも特定刑事施設Aに支所は存在しないことが明らかである。

したがって、上記の審査請求人の主張は、いずれもその前提において採用できない。

オ 以上のおおりのとおり、処分庁が、本件対象文書を特定するに当たって行った審査請求人に対する情報提供を含む意思確認の手續や文書の探索の方法等に、特段の問題はなく、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、特定刑事施設 A において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 1 本件開示請求書に記載された請求文書
東京矯正管区保有に係る平成29年度「施設概況」が保管された行政文書ファイルの全体
- 2 審査請求人が変更した後の請求文書（本件請求文書）
特定刑事施設A作成に係る平成29年度施設概況及びこれと法施行令13条2項の適用上1件の開示請求と観念されるべき全ての文書
- 3 本件対象文書
文書1 「施設概況」（平成29年度）（特定刑事施設A）
文書2 「施設のしおり」（平成29年度）（特定刑事施設A）